

●納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、**令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税**されます。

●減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方には、**定額減税しきれない差額を1万円単位で給付**します。

推計所得税額や個人住民税所得割額が
定額減税額より少なく減税しきれない
と見込まれる方

推計所得税額や個人住民税所得割額が
定額減税額より多いと見込まれる方

調整給付

減税額との差額を
1万円単位で支給

定額減税

定額減税

所得税：3万円
×（本人+配偶者+扶養親族）

個人住民税所得割：1万円
×（本人+配偶者+扶養親族）

給付額の算出例

【納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養している場合】

所得税分定額減税可能額

3万円×（本人+配偶者+扶養親族2人）
＝ 12万円

個人住民税所得割分定額減税可能額

1万円×（本人+配偶者+扶養親族2人）
＝ 4万円

令和6年分推計
所得税額（減税前）
7万5千円

減税しき
れない額
4万5千円

A

令和6年度分個人
住民税所得割額
（減税前）2万2千円

減税しき
れない額
1万8千円

B

差額分 A+B=6万3千円

給付額 7万円（6万3千円を1万円単位で「切り上げて」算出）

※令和6年分所得税額は、令和5年分の所得情報などにより、推計した額となります。